

東京都屋外広告物条例事前確認必要書類等(ネーミングライツパートナー)

	備 考
広告物の規模一覧	各広告物の縦寸、横寸、面数、合計面積を一覧表にすること
デザイン図	着色したもの（照明、ネオン等使用の場合は夜景も必要）
付近案内図	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、ビル名等の記入があり、現地調査に便利なもの ・用途地域の確認に有効なもの
仕様書	広告物の規格や材質等、できるだけ詳細に作成すること
配置図 (屋上平面図)	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物等の設置位置がわかるもの ・道路境界との関係がわかるもの ・用途地域をまたがる場合は、その境界を示すこと
建築物の立面図	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物と建物の関係（設置点等）がわかるもの ・広告物の位置、面積、設置高さ、建築物一壁面ごとの面積がわかるもの
構造図	広告物の取り付け、施工、構造等がわかるもの（照明含む）
カラー写真	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物と建物全景との関係がわかるもの ・既存の広告物等の状況がわかるもの
その他	工作物確認済証（写）や道路占用許可書（写）等、案件によって必要となるものがあります。

*図面には個々の寸法を記載すること。

*建築物の立面図には既存の広告物も記載すること。

*設置基準の概要は、東京都ホームページ「屋外広告物のしおり」をご参照ください。

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/kekan_kese/koukoku/siori

*実際に広告物を表示、設置する施工事業者は、東京都屋外広告物条例に規定する登録した事業者に限ります。

東京都屋外広告物条例 担当 杉並区都市整備部土木管理課占用係

令和7年10月5日現在